

減少率10%以上！過去4年間との比較でOK！
変動家賃も対象！



北上市より物価高騰・新型コロナウイルス
感染症対策補助金のお知らせ

令和5年度北上市小規模企業者家賃等支援補助金

売上が減少した小規模企業者に対して、家賃(3カ月分)の1/2及び減価償却費(年額)の1/8を支援します。申請上限額は1事業者**30万円**となります。

■申請期間 令和5年4月10日から令和5年7月10日まで(必着)

対象となる事業者

- ✓ **業種** 食料品製造業、道路旅客運送業、小売・卸売業、飲食業、宿泊業、サービス業、娯楽業、その他の教育、学習支援業、医療業(療術業に限る。)を営む事業者(法人・個人)
- ✓ **売上げ減少** 令和4年11月から令和5年6月の間のいずれか1月(※対象月)の売上高が令和元～4年のいずれかの年の同月(※比較月)比で**10%**以上減少した月がある事業者(創業後1年以内の者は、直近1月の売上げが創業後のいずれか1月と比較して**10%**以上減少した者)
- ✓ **従業員人数** 常時使用する従業員※の数が一定数以下の事業者

業種	常時使用する従業員数	
運輸業、宿泊業その他	20人以下	※「常時使用する従業員」からは、役員、個人事業主、同居の親族従業員、パートタイム労働者等は除きます。
卸売業、小売業	5人以下	
飲食・サービス業	5人以下	※標準産業分類における中分類09、43、50～52、56～60、75～80、82、83が対象です。あらかじめご確認ください。

対象となる家賃等(申請上限額 30万円以内 補助率1/2)

- ✓ **所在地** 市内に所在する事業用の建物及び土地(減価償却費にあつては所有する建物、建物付属設備及び構築物)に限る(詳細は裏面のQ&A参照)
- ✓ **対象期間**
 - ① 家賃の場合 令和4年11月から令和5年6月の間の連続する3カ月以内の家賃(水道光熱費、共益費、管理費など家賃と一体で支払うものを含む)
 - ② 減価償却費の場合 直近の確定申告に基づく所有建物と当該建物の付属設備等の償却費(補助金額の算定は、減価償却費年額の3月分/12月×補助率1/2=1/8となります)
- ✓ **補助金の対象から除かれるもの**
 - 消費税及び地方消費税 ○住居部分の家賃・減価償却費 ○R4市エネルギー関係補助金対象経費 等

申請書類

郵送のみ:〒024-8501北上市芳町1-1商業観光課あて

- **共通** 北上市小規模企業者家賃等補助金申請書
- **共通** 【法人】※比較月を含む事業年度の確定申告書(第1表) 及び 法人概況説明書(1～2ページ)
【個人】令和元、2、3、4年の※比較月を含むいずれかの年の確定申告書(第1表) 及び 青色申告決算書 又は収支内訳書(いずれも1～2ページ)に売上台帳(1年分)を添付したもの
【共通】売上げ減少の※対象月の売上台帳(売上げ額が分かる試算表など)
- **家賃を対象とする場合**
 - ・賃貸借契約書その他契約書類の写し(現在も有効で所在地、金額、契約者双方の記名押印があるもの)
 - ・家賃の支払い証明(通帳又は領収書等)の写し(対象となる連続する3カ月分)
- **減価償却費を対象とする場合**
 - 直近の確定申告書 【法人】第1表、法人概況説明書 及び 減価償却費明細書(別表16)
 - 【個人】第1表、青色申告決算書 又は 収支内訳書、減価償却費計算表
- **共通** 補助金振込先口座通帳の表紙及び見開き面の写し
- **共通** 申請者確認書類(【法人】履歴事項全部証明書(3カ月以内)、【個人】運転免許証(両面)など)
- **1年以内の新規創業の場合** 開業届など 注)場合により記載外の書類を求めることがあります。

■相談窓口
■本庁舎3階
■9時～12時、
13時から17時

■補助金を受けるには(その他)

次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと
- (2) 北上市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと
- (3) 宗教上の組織又は団体でないこと

■支援金の振り込みまでの流れ

支援金の振り込みは通常で申請受理から1カ月程度です。

- (1) 申請書の記入漏れや添付書類の不足がある場合、申請者へ返送します。再度提出されるまで受理されません。
- (2) 虚偽の申請や不正の行為によって申請された支援金は、交付後であっても返還命令を行い、交付金額全額に遅延損害金を付して返還させます。また、事件として所轄警察署に届け出ます。

Q&A

支援金についての問い合わせ 北上市役所商工部商業観光課 ☎0197(72)8240

①	Q	国の家賃支援給付金や、県の経営支援金などの併給は可能なのか。
	A	可能です。ただし、併給する他の補助金等において禁止されている場合がありますのでご注意ください。
②	Q	小規模企業者に個人事業主やフリーランスは含まれるのか。
	A	<u>含まれます</u> 。但し、総務省が設定する日本標準産業分類に掲げる産業が対象です。
③	Q	売上高の減少率を計算した時の、小数点以下はどのように記載するのか。
	A	小数点以下は <u>切り捨て</u> て下さい。
④	Q	今回から対象となった減価償却費とは何を指すか。また家賃と同時に申請は可能か。
	A	確定申告の所得の算定上経費となる事業用の「建物」「建物付属設備」「構築物」の減価償却費をいい、 <u>車両や船舶、器具・備品の償却費は除きます</u> 。ただし、 <u>直近の確定申告済の減価償却費を補助対象とします</u> 。また、定額法又は定率法で耐用年数に伴って経費計上している必要があり、建物等の減価償却費相当額を単年で経費計上している場合などは対象となりません。また「建物」を所有していることが条件となります。市内に賃借する事業用の建物と所有する建物が両方ある場合は、家賃と減価償却費を合算して申請できますが、申請上限額は合計で30万円となります。
⑤	Q	今回から対象となった「水道光熱費、共益費、管理費など家賃と一体で支払うもの」とは。
	A	<u>補助金の対象として家賃を申請する際に、賃貸借契約書に明記され、家賃と合算して大家に支払っている水道光熱費や管理費、共益費などを控除する必要がなくなりました(令和4年度市エネルギー関係補助金を受けた場合を除く)</u> 。月々の支払い総額から消費税相当額を除いた額を申請してください。
⑥	Q	複数の業種を営んでいる場合の取り扱い。
	A	<u>一番売上高が大きい業種を主たる業種として、取り扱い</u> ます。例えば、小売業と製造業を営んでおり、小売業の方が売上高が大きい場合は、小売業とします。但し、 <u>売上げ減少率を算定する際の売上高は、すべての事業を合算した数値を用いて下さい</u> 。
⑦	Q	申請から振込までどれくらいの期間を要するのか。
	A	書類の到着から <u>1カ月程度</u> で振り込みとなります(書類に不備があった場合を除く)。
⑧	Q	市内外で複数の事業者・店舗を有している場合は、どの家賃・減価償却費を申請できるのか。
	A	<u>北上市内の分</u> が申請の対象です。
⑨	Q	通帳は、どの部分のコピーを添付すればいいのか。
	A	<u>通帳の表紙及び表紙の裏面</u> をコピーしてください。
⑩	Q	どういった業種が対象となるか。
	A	旅客運輸、小売、卸売、宿泊、飲食、サービス業、総菜などの食料品製造、運動施設提供などの娯楽業、学習塾・ジムなどの教育・学習支援業、カイロプラクティック等の療術業を対象としました。事業内容により詳細な検討が必要になる場合がありますので、あらかじめお問合せください。